

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題

保護命令関係

- * 1 保護命令の対象となる配偶者からの暴力に脅迫行為等の精神的暴力も加えることができないか
- * 2 接近禁止命令により禁止される行為に電話等による接触も加えることはできないか
- * 3 保護命令の対象を親族等に拡大できないか
- * 4 緊急保護命令の創設
- 5 配偶者暴力相談支援センターに対する保護命令発令の通知
- 6 保護命令申立費用の減免制度の創設

被害者の保護・自立支援関係

- 1 自立支援の充実等
- 2 関係機関の連携・協力の強化
- 3 広域対応
- 4 外国人、障害者、高齢者である被害者の保護
- 5 警察等の積極的な介入・対応

配偶者暴力相談支援センター等関係

- 1 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、一時保護或いは一時保護委託権限を持たないか
- 2 婦人相談所の体制等
- 3 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に対する支援

民間の団体に対する援助・連携関係

- 1 民間の団体に対する財政的援助等の支援
- 2 民間の団体との連携

加害者に対する対策関係

- * 1 加害者更生
- 2 その他の加害者に対する対策（予防啓発、退去命令後、面接権の制限）

関係法・制度間の連携関係

- * 1 ストーカー規制法、児童福祉法、児童虐待防止法との役割分担の整理及び連携
- 2 児童扶養手当、母子寡婦福祉、生活保護制度の見直し

その他

- 1 研修の充実
- 2 DV 罪の創設

(注) *印は、前回報告書(「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月))で取り上げた中期的課題又は長期的課題。

配偶者暴力防止法及び関連する施策 に関する課題

保護命令関係

1 保護命令の対象となる配偶者からの暴力に脅迫行為等の精神的暴力も加えることができないか

(意見・要望等)

ア 前回報告書(平成15年6月)〈中期的課題〉

現状と課題

被害者が更なる配偶者からの身体的暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受け
るおそれ大きいことが保護命令申立ての要件となっている。

配偶者暴力防止法の大きな柱の1つである保護命令が、1年以下の懲役又は100万円以下
の罰金という刑罰で担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にする
必要性があることから、外延が不明確である精神的暴力については、保護命令の対象で
ある暴力に含まないこととされている。

検討の方向性

刑法第222条に規定される脅迫のうち、生命又は身体に対し害を加える旨を告知して人
を脅迫する行為については、保護命令の対象である暴力に含めることを検討していく必要
がある。

身体的暴力は振るわれていない又は振るわれているが回数は少ない場合であっても、将
来、生命又は身体に対し害を加える旨の脅迫が行われる場合、被害者が感じる恐怖感
は大きい。配偶者からの暴力の問題を考える際には、こうした被害者の恐怖感の払拭に十分
配慮する必要がある。

また、生命、身体に害を加える旨の脅迫は、通常、暴行、傷害と密接に関連して行われ
ることが多く、暴行、傷害のみを切り離して対象とすることは配偶者間の暴力の本質を見
誤ることになりかねない。

さらに、精神的暴力は、その外延が不明確と言われるが、脅迫罪は、その要件が刑法で
規定されており、範囲は明確であるといえる。

イ 女性に対する暴力に関する専門調査会(平成18年9月22日)〈地方公共団体ヒアリング〉

保護命令の対象者

- ・ 保護命令対象を精神的暴力の被害者・・・に拡大できないか

「精神的DV被害者への支援の判断といいますが、相談をすることまではできます。必要
に応じて一時保護もできますけれども、やはり精神的DVの場合は、医師の診断が出る
ほどの身体症状がでていない場合もあると思います。それでも御本人は心の中にすごく

重荷を負っていて、相談はできても、そこまででない場合、なかなか一時保護に至らない。そこでの判断の難しさ、支援に結びつけるときの判断の困難さは、今、相談員の中でも一番困っているところでございます。」

「精神的暴力の被害者のことは、加害者のプログラムというか、加害者問題とすぐリンクしていると思ひまして、暴力を振るったということがきちっと保護命令とか、傷害罪とかで適用されると、本人は一応暴力を振るったと認識はするんですが、精神的暴力は全く認識がないです。被害者は暴力は嫌だということで逃げて、排除できるような努力をして、身体的暴力から逃れて精神的暴力を振るわれているので、加害者の意識をきちっと持ってもらうかということは、国レベルでやっていただかないといけないと思います。私たちがあなたは精神的暴力の加害者だといっても、ちっとも響かないということがございまして、それは国の方に相応な対策をしていただきたいと思います。」

(現在の状況)

- 1 保護命令制度については、ある者が将来的に他の者を害するおそれを司法機関が判断し、個人の行動の自由を刑罰をもって予防的に制限する我が国の現行法制上特別の制度であることを考慮すると、被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に発せられるものとするのが相当と考えています。

また、保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にすることが必要ですが、精神的暴力についてはその外延が不明確にならざるを得ません。

したがって、精神的暴力を保護命令の対象とすることについては、慎重に検討する必要があります。

- 2 また、精神的暴力一般はもとより、仮に脅迫行為に限定するとしても、現行法の保護命令の発令の要件である「配偶者からの身体に対する暴力を受けたこと」を前提とせずに、裁判所に配偶者からの暴力による被害者の生命・身体への危害発生のおそれに関する判断を要求することは、裁判所による適正かつ迅速な判断を制度的に保障した保護命令制度の趣旨を没却することになりかねないので、慎重に検討する必要があります。

(法務省)

2 接近禁止命令により禁止される行為に電話等による接触も加えることはできないか

(意見・要望等)

ア 前回報告書(平成15年6月) <中期的課題>

現状と課題

接近禁止命令により禁止されるのは、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の

住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることであり、電話、ファックス、手紙、メール等、直接、被害者の身体に接触しない行為は禁止されていない。

そのため、接近禁止命令が発令されても、電話、ファックス、手紙、メール等については禁止されないことから、被害者は、加害者からのこうした行為により、多大なる恐怖を味わいながら生活をするという状況にある。

検討の方向性

通常、電話、ファックス、手紙、メール等による加害者からの接触により、被害者は多大な恐怖を感じている。また、脅迫行為は電話等によって行うことも可能であり、これを禁止する必要もある。

他法を参照すると、ストーカー規制法は、「個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生の防止」及び「国民の生活の安全と平穩に資すること」をその目的とし、加害者からの電話及びファックスも規制の対象としている。

保護命令制度とストーカー規制法の禁止命令制度は、将来の危害防止のため、公的機関が一定の義務を課す命令を発し、その命令を刑罰によって担保する点で共通性もあるが、加害者に住居から退去させることを内容とする命令まで発することから、行政機関ではなく司法機関の判断が適当とされたものである。

そうであれば、接近禁止命令については、ストーカー規制法による規制と同様に考えることは可能であり、保護命令の趣旨に、「被害者の生活の安全と平穩に資すること」を加え、電話、ファックス、手紙、メール等による接触を禁止することも考えられる。ただし、これは、生命や身体に対する危害の防止を対象としている現行の保護命令制度の趣旨を大きく変更するものであることにも留意しなければならない。

イ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 7 月 21 日）〈民間団体ヒアリング〉

保護命令について

- ・保護命令の禁止行為を電話・メール・ファックスまで拡大する

ウ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 9 月 22 日）〈地方公共団体ヒアリング〉

保護命令の対象者

- ・電話・ファクシミリ・電子メール等によるつきまとい行為を禁止命令の対象拡大にできないか

（現在の状況）

- 1 保護命令制度は、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するための制度であるところ、電話等による接触は、典型的に被害者の生命又は身体に危害を生じさせるものではないので、これを保護命令対象とすることについては、慎重に検討する必要があります。
- 2 電話等による接触は、どのような事実関係であるかによるものの、ストーカー行為等の規制等

に関する法律第2条に規定する「面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること」や「拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること」に該当する場合には、同法における警告、禁止命令等による規制の対象となり得るところであり、同法により積極的に対応していくべきものであると考えています。

(法務省)

3 保護命令の対象を親族等に拡大できないか

(意見・要望等)

ア 前回報告書(平成15年6月)〈中期的課題〉

現状と課題

接近禁止命令により禁止されるのは、被害者本人へのつきまとい等であり、被害者の親族等(被害者の直系又は同居の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者)に対するつきまとい等は禁止されていない。

保護命令制度の趣旨は、更なる暴力により被害者の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止することとされており、直ちに被害者の生命又は身体への危害のおそれを増大させるものではない親族等への接触は禁止されていない。

検討の方向性

接近禁止命令により保護する対象に親族等を加えることを検討していく必要がある。

被害者が加害者の元から逃げた場合であっても、加害者が被害者の行方を追って被害者の実家等に押し掛けると、親族等へ被害が及ぶことを恐れて、結果的に、加害者の元に戻らざるを得ない、又はこうした事態を考え、加害者の元から逃げるのがためられるといった事態が考えられる。

こうした加害者の行為は、被害者に対する接近禁止命令の趣旨を減殺するものであり、親族等を危険にさらすことにもなるため、何らかの方法で、加害者による親族等への接触を禁止することが必要である。

なお、親族等の保護については、ストーカー規制法により、安全を確保することも可能と考えられるので、その活用も図るべきである。

イ 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」(平成18年3月)

暴力の対象は、他の親族等に及ぶ場合が少なくないことから、保護命令における保護の対象を拡大されたい。

ウ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 7 月 21 日）＜民間団体ヒアリング＞

保護命令について

- ・親族などへの保護命令の対象の拡大
- 一定年齢以上の子、親族、友人の保護命令

エ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 9 月 22 日）＜地方公共団体ヒアリング＞

保護命令の対象者

- ・ 保護命令対象を・・・被害者の家族（同居している児童以外）等に拡大できないか

（現在の状況）

- 1 接近禁止の対象を親族等に拡大した場合、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するとの保護命令制度の趣旨に照らして、対象者の範囲が広範になりすぎないかという問題があります。
- 2 配偶者がそれらの者にストーカー行為等の規制等に関する法律に規定するつきまとい等をするような場合は、同法における警告、禁止命令等による規制の対象となり得るところであり、同法により積極的に対応していくべきものであると考えています。

（法務省）

4 緊急保護命令の創設

（意見・要望等）

ア 前回報告書（平成 15 年 6 月）＜長期的課題＞

現行の保護命令制度は、迅速な裁判に資するよう、支援センター又は警察からの書面提出の制度等が規定されているが、平均して発令までに 10 日以上かかることから、危険が差し迫った被害者は、危険を避けるために一時保護を利用するなど、加害者から逃げるしかない。諸外国では、簡単な手続で、一時的に被害者を危険から守るためのいわゆる「緊急保護命令」の制度を導入しているところもあり、こうした制度の導入についても、更に検討する必要がある。

イ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 7 月 21 日）＜民間団体ヒアリング＞

緊急保護命令の創設

（現在の状況）

現行法の下においても、被害者が、更なる配偶者からの暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが明白な場合で、被害者の安全を確保するには審尋等の期日を開いているいとまがない等、「その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない

事情」があるときは、審尋等を経ないで命令を発することが可能です（法第14条第1項ただし書）。

すなわち、実務上、保護命令の申立ての当日に裁判官による申立人面接を実施し、その時点で発令要件を容易に認定でき、かつ、前記のような緊急の事情が認められる場合には、その日のうちに命令を発し、速やかにその効力を発生させることも十分に想定されるところであり、緊急保護命令の制度を別途、創設する必要性は乏しいものと考えています。

（法務省）

5 配偶者暴力相談支援センターに対する保護命令発令の通知

（意見・要望等）

ア 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」（平成18年3月）

DV 被害者を安全かつ適正に処遇するには、加害者の動向を的確に把握する必要があるため、保護命令の申立てに際して、法定書面の提出期間となっている配偶者暴力相談支援センターについても、警察の場合と同様に、裁判所から保護命令の発令に係る通知がなされる制度を改正されたい。

（現在の状況）

現行法では、裁判所は保護命令を発したときは、申立人の住所等を管轄する警察に通知することとされていますが（第15条第3項）、この制度は、裁判所が警察に対して直接通知することによって、警察に対し、その管轄区域内に保護すべき被害者（申立人）が存することを了知させるためのものであり、被害者（申立人）の保護を図るほか、刑罰によって担保される保護命令の実効性を確保するという観点から、必要かつ合理的なものであると考えられます。

これに対して、配偶者暴力相談支援センターに対する裁判所の通知については、保護命令が申立人に告知され、申立人から同センターに対して連絡をとることも可能であることを踏まえると、かかる制度を設けることに十分な必要性、合理性があるかについては、慎重に検討する必要があります。（法務省）

6 保護命令申立費用の減免制度の創設

（意見・要望等）

ア 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」（平成18年3月）

婦人相談所等の一時保護期間中に保護命令の申立てを行う場合、緊急避難的に保護を求め

てきた場合等では金銭を所持していないDV被害者もいる。こうした場合に保護命令を申立てする場合の申立費用の減免制度を創設されたい。

(現在の状況)

保護命令の申立人が、保護命令の申立てに伴って納付すべき費用を支払う資力がない場合、裁判所の訴訟上の救助の決定を得て、費用の支払の猶予を受けることができます(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第21条、民事訴訟法第82条第1項、第83条第1項第1号)。支払を猶予された費用は、後に保護命令が発令され、費用を相手方の負担とする裁判がされた場合には、相手方から直接取り立てることができるので、申立人はこれを負担することはありません(民事訴訟法第85条)。

したがって、保護命令申立費用の減免制度を創設する必要性はないと考えています。

(法務省)

被害者の保護・自立支援関係

1 自立支援の充実等

(意見・要望等)

ア 13 都道府県児童福祉主管課長会議「国の施策及び予算に関する要望書」(平成17年9月)

DV被害者の自立支援について

住宅設定、施設入所のための診断書の費用や緊急時の医療費の確保等、DV被害者の自立支援のためのきめ細かい対応を行われたい。

イ 全国知事会・男女共同参画特別委員会「男女共同参画基本計画改定に関する意見」(平成17年10月)

自立支援に資する環境整備

- ・ 住宅や就労先確保における公的身元保証制度の創設

ウ 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」(平成18年3月)

改正配偶者暴力防止法においては、DV被害者の自立支援の明確化が図られたが、就業の促進、住宅の確保の支援対策として、公的保証制度を創設されたい。

エ 女性に対する暴力に関する専門調査会(平成18年7月21日)〈民間団体ヒアリング〉

被害者への各種支援(医療・メンタル・法・行政手続き・生活支援・生活・連携等)体制の整備(例えば期間を定めた心理カウンセリングの無料チケット制度など)

住宅問題に公的保証人制度創設

相談のステージ

相談から自立までの全体を自分で納得し、選択できるような情報提供や個別支援ネットワーク体制

オ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 9 月 22 日）＜地方公共団体ヒアリング＞

DV 被害者の自立支援策が、自治体によって大きな差異が生じないように、一定の施策水準の確保

<自立支援策>

例：アパート等の家賃・敷金等の助成

一時保護直前の医療費助成

就労時、アパート入居時の身元保証制度

<民間支援団体等との協働、支援>

例：民間団体を支援するスーパーバイズ体制の整備

スタッフの養成

カ 全国知事会・男女共同参画特別委員会「男女共同参画基本計画改定に関する意見」（平成 17 年 10 月）

DV 被害者の受入れ環境の整備

- ・ 一時保護施設退所後の受入体制の整備支援

キ 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」（平成 18 年 3 月）

- ・・・被害者の支援等にかかる証明書等については、次のとおり取り扱われたい。
- ・ 健康保険における「配偶者からの暴力の被害者に係る証明書の発行」の取り扱いにおいては、婦人相談員氏名や連絡先などとしてシェルター名・所在地等の情報を記載しないよう支援者側の安全にも配慮した取り扱いを示していただきたい。

また、福祉事務所等の他の公的相談機関や警察の証明でも対応が可能となるよう、再度検討されたい。

ク 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 9 月 22 日）＜地方公共団体ヒアリング＞

「本人しか住民票などを取れないような仕組みに変えていただかないと、「加害者は取れない」だけでは不十分です。加害者の弁護士から請求があり、どうしたらいいかというような問い合わせが DV センターにあります。」

ケ 全国知事会・男女共同参画特別委員会「男女共同参画基本計画改定に関する意見」（平成 17 年 10 月）

DV 被害者の受入れ環境の整備

- ・ 男性被害者への対応体制作りに対する支援

(現在の状況)

- 1 厚生労働省においては、被害者の保護や自立支援を図るため、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、母子生活支援施設等を退所する被害者等が、親族がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借の際に影響を受けることがないよう、身元保証人を確保するための事業の創設について、平成19年度予算要求をしているところです。(厚生労働省)
- 2 被害者のこころのケア対策としては、精神保健福祉センター、保健所において、被害者を含む心のケアが必要な方々に対して、精神保健に関する相談支援を無料で行っており、また、精神保健福祉業務に従事する医師等を対象としたPTSD対策専門研修会において、配偶者からの暴力に関するカリキュラムを実施し、心のケア対策に関する資質の向上を図っています。(厚生労働省)
- 3 また、配偶者からの暴力の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写しの交付等の制度を不当に利用して、それらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、住民基本台帳事務処理要領に基づき、被害者から申出があった場合に、加害者からの住民票の写しの請求は不当な目的があるものとして拒否するなどの支援措置が、全国の市町村において講じられています。(総務省)
- 4 健康保険における配偶者からの暴力を受けている被害者を、その配偶者の被扶養者から外す際の取扱いについては、被害者保護の観点から、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等が配偶者等に知られることのないような配慮措置を講じているところです。(厚生労働省)
- 5 内閣府においては、被害者が自立して生活することを促進するために必要な支援策や支援体制を検討することを目的として、現在、被害者のニーズ等を把握するアンケート調査を関係団体の協力を得て実施しているところです。(内閣府)
- 6 男性の被害者も配偶者暴力相談支援センターを利用することができますが、一時保護については、あらかじめ、男性の被害者の保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましいと考えています。(内閣府・厚生労働省)
- 7 今後とも、配偶者暴力相談支援センターによる関係機関との連絡調整の徹底を図るなど、被害者に対する自立支援の充実を図ってまいりたいと考えています。

2 関係機関の連携・協力の強化

(意見・要望等)

- ア 女性に対する暴力に関する専門調査会(平成18年7月21日)〈民間団体ヒアリング〉

国及び自治体のDV防止などのために必要な体制の整備への提案

- ・ 「保護」と「自立支援」の支援システムの構築が求められる現状の課題として

「被害者支援の総合的なシステムの構築」がされていない。

地方自治体の体制の整備が遅れているために、被害者への二次被害が続出し、職員同士の経験が共有されず、蓄積されないままになっている現状がある。地域の充実した支援基盤の構築のための「連絡協議会」の設置が望まれる。

県の基本計画ができたけれど、市町村の支援体制が整備されていないので、具体的な当事者の生活再建までも視野に入れたケースの検討がされないまま支援が行われている。関係機関の具体的な役割が明確にされず、1人の職員だけが、よくわからないまま、忙しく動き回り、果てはDVアレルギー状態になり、疲れ果ててしまうということがおこっている。都道府県の基本計画が実効性のあるものにするために、基本方針で、「安全確保」と「自立支援」を中核とした総合的支援システムの構築を明記してほしい。

例えば、

「福祉事務所等都道府県または市町村においては、被害の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行う“DV被害者対策地域協議会”を設置できる」というようにして、総合的被害者支援システムを作るように明示する。

(現在の状況)

- 1 被害者の保護及び自立支援を図るためには、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携・協力しつつ取り組むことが必要です。
- 2 具体的な連携・協力の強化の方法として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下では「基本方針」という)においては、「配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、被害者の保護及び自立支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関の相互の協力のあり方をあらかじめ決めておくことなどが有効であると考えられる」としているところです。(関係省庁)
- 3 厚生労働省においては、被害者の保護・支援について、相談の受付、保護、自立支援等に関わる様々な関係機関相互の共通認識及び総合調整が必要不可欠であることから、婦人相談所を中心に都道府県域の関係機関のネットワーク整備に必要な費用(連絡会議や事例検討会議の開催、事例集や各関係機関の情報を掲載したパンフレットの作成等)について予算措置しています。また、被害者に対して直接支援する関係機関の職員が、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性に関する理解を深めるための専門研修を行う費用について予算措置し、各都道府県における連携・協力の強化を図っています。(厚生労働省)

- 4 各地方公共団体において、本基本方針に即しつつ、地域の実情に応じた最も適切な方法により、その強化が図られることが望ましいと考えております。

3 広域対応

(意見・要望等)

- ア 13 都道府県児童福祉主管課長会議「国の施策及び予算に関する要望書」(平成 17 年 9 月)

「保護依頼する場合の全国統一の事務手続きについて」

広域で保護を依頼する場合、生活保護や母子生活支援施設の実施責任、費用の負担方法が各都道府県で異なっており、実施機関の調整に時間を要し、迅速な被害者保護に支障が生じているため、全国統一の事務手続きを定められたい。

- イ 全国知事会・男女共同参画特別委員会「男女共同参画基本計画改定に関する意見」(平成 17 年 10 月)

DV 被害者に関し、全国的に一定水準のサービスを提供するため、広域連携に関する全国的な基準の整備を行うなど、DV 被害者の受け入れ環境を整備すること。

都道府県の広域連携のためのルールの整備

- ・ 全国統一のルールの整備
- ・ 全国的な受け入れ施設の情報ネットワークの構築
- ・ 内閣府・厚生労働省が連携した広域連携のためのルール整備の早期実施

- ウ 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」(平成 18 年 3 月)

「広域対応」の概念について

広域入所については各都道府県の取扱いが異なるため調整に苦慮している。平成 16 年 12 月 28 日付け雇児福発第 1208001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」があるが、考え方だけでなく、概念を明確にし、広域対応に係る財源も含めた実効力のある広域対応のルールを示されたい。

国庫負担及び補助金の見直しについて

- ・ DV 被害者の自立支援策については、地方公共団体が地域の実情に応じた施策を展開しているところである。国は、自立支援に有効な施策について、地方公共団体によって大きな差異が生じないよう一定の施策水準の確保に向け統一した基準を示されたい。

(現在の状況)

- 1 国としては、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下では「配偶者暴力防止法」という）に基づき、基本方針を策定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策に関する基本的な方針を示しているところです。
- 2 厚生労働省においては、夫等からの追跡から被害者の安全を確保するため、他の都道府県の婦人相談所等に移送するために必要な旅費等について予算措置しています。また、平成16年12月28日付け雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」において、加害者の追跡が激しく当該都道府県では被害者の安全が図れないと判断される場合もしくは他の都道府県の母子生活支援施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合など、被害者本人の希望のもとに、管轄外の施設を利用する際の広域的な対応について、実施責任及び費用負担のあり方について示しています。（厚生労働省）
- 3 また、内閣府においては、配偶者からの暴力の特性や被害者の置かれた立場に対する十分な理解をした上での適切な対応を職務関係者に徹底するため、相談の手引きの作成・配布やホームページを通じた法律、制度等に関する情報提供、配偶者暴力の相談担当者等を対象とする支援セミナーの開催、弁護士や心理カウンセラー等からなるアドバイザー派遣事業の実施等を行っているところです。（内閣府）
- 4 今後とも、全国において施策が適切に推進されるよう努めるとともに、地域における施策の実施状況についての調査も実施してまいりたいと考えています。

4 外国人、障害者、高齢者である被害者の保護

（意見・要望等）

ア 全国知事会・男女共同参画特別委員会「男女共同参画基本計画改定に関する意見」（平成17年10月）

DV 被害者の受入れ環境の整備

- ・ 高齢者、障害者等の特性に合わせた一時保護施設の整備支援

イ 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」（平成18年3月）

DV 被害者が外国人である場合、申立書作成に当たっての申立て内容の日本語への翻訳や審尋での通訳の雇い上げに多額の費用が必要であり、また、翻訳に長時間を要することもあるため、DV 被害者の経費負担の軽減と翻訳等の手続の簡素化のための施策を実施されたい。

ウ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成18年7月21日）〈民間団体ヒアリング〉

「第2次改定には、『国籍、在留資格を問わず』を入れていただきたいと思います。」

「外国籍女性にとって言葉の問題というのが一番大切なんです。・最近ではHELPに来られた方でも日本語が全然できない方がいるというふうにスタッフたちが言っています。それはなぜかという、日本語教育を結婚の後も全然していない。それを夫が許可してくれない。助けてくれないというふうに言っています。それは女性の孤立化を表しているのではないかと思います。・通訳を何とか付けていただきたいと思っています。」

(現在の状況)

- 1 内閣府では、外国人である被害者を支援するため、ホームページにおいて、配偶者からの暴力被害者支援に関するパンフレットを7か国語(英語、スペイン語、タイ語、タガログ語、韓国語、中国語、ロシア語)で掲載しています。また、障害者である被害者の保護に関しては、点字資料をホームページに掲載している他、手引やホームページを通じて、障害者である被害者への対応の際の留意事項を周知することにより、適切な対応の徹底を図っています。加えて、高齢者である被害者の保護に関しては、手引を通じて高齢者である被害者への対応の際の留意事項を周知することにより、適切な対応の徹底を図っています。(内閣府)
- 2 厚生労働省においては、増加している配偶者暴力の被害者を含む外国人女性の一時保護に適切に対応するため、婦人相談所に対し、被害者の母国語通訳に必要な費用等について予算措置しています。(厚生労働省)
- 3 また、高齢者、障害者等の特性に合わせた施設整備を支援するため、婦人相談所一時保護所、一時保護委託先となる母子生活支援施設や婦人保護施設については、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設として、新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費について、その一部を補助しています。(厚生労働省)
- 4 配偶者暴力防止法は、障害者である被害者や、在留資格の有無等を問わず外国人である被害者等も当然その対象としており、職務関係者がこうした被害者の人権をも尊重しなければならないことはいままでもないところですが、その点が必ずしも十分徹底されていないとの指摘もあったことから、平成16年5月の改正により、第23条第1項において「被害者の国籍、障害の有無等を問わず」と確認的に明記されたものです。したがって、同項の解釈として、被害者の在留資格の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことも明らかであると解されるので、あえて「在留資格」を明記する必要はないと考えています。(法務省)
- 5 配偶者からの暴力を理由とする別居又は離婚の状況にある外国人女性から在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請がなされた場合においては、当該女性が置かれている具体的状況を総合的に考慮して、在留資格の判断を適切に行うこととしています。今後も、人道面に十分配慮した取扱いを行ってまいりたいと考えています。(法務省)
- 6 入国管理局では、外国人が、入国・在留関係諸手続などについて気軽に相談できる窓口として、全ての地方入国管理局及び支局に外国人在留総合インフォメーションセンターを設置し、又は相談員の配置を行い、外国語での相談への対応及び案内を行っているところであり、平成17年度

には、新たに新宿地区にある東京健康プラザ「ハイジア」内にも相談窓口新宿外国人センターを設置しました。（法務省）

- 7 外国人が裁判所において保護命令を申し立てる場合、申立人である外国人は、一般的には、日本での生活を通じて日常会話程度の日本語を理解しており、職員が、平易な日本語で説明するなど、適切な援助をするよう努めているものと聞いています。（法務省）
- 8 今後とも各被害者のニーズに応じた適切な対応の徹底を図ってまいりたいと考えています。

5 警察等の積極的な介入・対応

（意見・要望等）

ア 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 7 月 21 日）＜民間団体ヒアリング＞

「アメリカ並みに積極的な介入策、更にはその義務的対応策というものを法律に明文化して、警察官がきちんとした対応ができるような法的な仕組みを整えることが必要なのではないかと改めて思っております。・・・」

医療機関の通報義務

（現在の状況）

- 1 警察が、相談の受理等を通じて配偶者からの暴力事案を把握した場合には、まず加害者について、被害者の意思を踏まえた上で、刑法その他の法令違反に当たる場合には、それら法令を的確に適用して検挙するほか、そうでない場合にも、以後の暴力を防止するため指導警告を行うなど、必要な措置を講じているところです。（警察庁）
- 2 また、被害者に対しても、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置を指導・教示するほか、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関を紹介するとともに、それら関係機関に円滑に引き継ぎ、更には、保護命令制度や住民基本台帳閲覧制限制度の存在や、その具体的な利用の方法について教示するなど、配偶者からの暴力による更なる被害の発生を防止し、被害者を支援するために必要な措置を講じているところです。（警察庁）
- 3 また、医師その他の医療関係者からの通報を義務づけることについては、義務化の対象となる行為の範囲の特定が難しく、また、被害者の意思を尊重した上で行う必要があることに鑑みれば困難であると考えています。（厚生労働省）

配偶者暴力相談支援センター等関係

- 1 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、一時保護或いは一時保護委託権限を持ってないか

（意見・要望等）

ア 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 9 月 22 日）〈地方公共団体ヒアリング〉

一時保護委託権限の検討

- ・ 一時保護委託権限を配偶者暴力支援センター（婦人相談所以外の）が持てないか（経費負担もあわせて）

「課題としてありますのは、法律上、一時保護については都道府県業務となっております中での大阪市の施策でありますので、法的な裏づけがきちりしていないことは、だんだん問題となるのではないかと認識しております。」

（現在の状況）

被害者の支援を適切に実施するためには、一時保護のほか、その後の婦人保護施設等への施設入所その他の支援の必要性を総合的に判断し、かつ、適切な支援をコーディネートする必要があるとともに、その実施機関には、被害者の状況を把握し支援するための相談員、判定員、医師等の専門スタッフが不可欠です。現在、こうしたことが可能な機関としては婦人相談所以外にはなく、引き続き、一時保護又は一時保護委託権限については、婦人相談所が一元的に実施することが適切であると考えています。

なお、市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターが、地方自治法に基づき都道府県と市町村との協議により、婦人相談所の一時保護権限の委任を受けることは可能であることから、その旨を関係自治体に周知してまいりたいと考えています。

（厚生労働省）

2 婦人相談所の体制等

（意見・要望等）

ア 13 大 都 道 府 県 児 童 福 祉 主 管 課 長 会 議 「 国 の 施 策 及 び 予 算 に 関 す る 要 望 書 」 （ 平 成 17 年 9 月 ）

婦人相談所一時保護等の職員配置基準の制定

相談指導員、ケースワーカー、心理担当職員、保育士等、婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を十分発揮できるよう、婦人相談所一時保護所等の職員配置基準を法令等で定められたい。

イ 全 国 知 事 会 ・ 男 女 共 同 参 画 特 別 委 員 会 「 男 女 共 同 参 画 基 本 計 画 改 定 に 関 す る 意 見 」 （ 平 成 17 年 10 月 ）

婦人相談所で雇用する嘱託弁護士費用に対する国庫補助について

DV 被害者からの法律的な問題を含む困難な相談も増加しており、これらの問題に対する助言を得ることができるようにするため、嘱託弁護士を雇用する費用等についても必要な財源措置を講じられたい。

ウ 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」(平成18年3月)

婦人相談所のあり方の検討について

婦人相談所(一時保護所を含む)については、売春防止法に基づく機関であるが、平成13年10月の配偶者暴力防止法の施行及び平成16年12月の改正配偶者暴力防止法の施行、並びに人身取引被害者の保護の実施等により、相談対象は性別や国籍を問わず、また、相談内容も多様化・複雑化するとともに、相談件数も増加の一途をたどっており、婦人相談所(一時保護所を含む)が担う機能や役割は益々重要になってきている。

一方、国庫補助制度においては、心理療法担当職員や同伴乳幼児対応指導員の配置経費が補助対象に加えられたが、婦人相談員の配置経費等は、旧来の基準に据え置かれたままになっており、また、市町村においても配偶者暴力相談支援センターの業務を実施できることとされたが財政的支援がないことから、その設置は低調な状況である。

婦人相談所を取り巻く社会情勢が変化する中、相変わらず売春防止法において都道府県のみでの必置とされている婦人相談所について、他の福祉的支援にかかる法律のほとんどに大都市特例があることから、政令指定都市等でも婦人相談所を設置すること等を含めて、婦人相談所のあり方並びに売春防止法の見直しについて検討を実施されたい。

国庫負担及び補助金の見直しについて

・DV 被害者保護及び児童虐待防止関連事業は、今後、より一層、行政需要の増大が予測される分野でもあることから、所要経費の拡充と共に、地域の実情に応じて工夫を凝らした取り組みが可能となるよう、諸基準の緩和や国の関与を軽減されたい。

(1) 児童虐待・DV 対策など総合支援事業のうち婦人相談員活動強化事業については、相談などの増加に対応するため、婦人相談員の増員や市において新たに婦人相談員を配置する場合がある。こうした増員分に対する国庫補助も確実に交付されたい。

また、売春防止活動・DV 対策機能強化費事業では、市町村施設をはじめとする婦人相談所以外の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす場合も国庫補助の対象とされたい。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の実施に当たっては、「婦人保護費」の枠にとどまらない経費を要すること等から、国庫補助基準における基準限度額、配偶者暴力相談支援センターの機能を有する婦人相談所などの職員配置基準、普通地方交付税における単位費用等を見直されたい。

エ 女性に対する暴力に関する専門調査会(平成18年9月22日)〈地方公共団体ヒアリング〉

婦人相談所のあり方(人員配置など)の検討とステップハウスへの助成

(現在の状況)

厚生労働省においては、都道府県及び市の婦人相談員の配置に要する費用について「児童虐待・DV対策総合支援事業統合補助金」において予算措置しており、被害者の相談体制の充実を図っています。

婦人相談所を政令指定都市においても設置することに関しては、都道府県婦人相談所一時保護所の入所率等の現状に鑑みるとその必要性は低いものと考えており、今後とも都道府県婦人相談所の保護体制の充実により対応してまいりたいと考えています。

(厚生労働省)

3 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に対する支援

(意見・要望等)

ア 13 都道府県児童福祉主管課長会議「国の施策及び予算に関する要望書」(平成 17 年 9 月)

市町村が設置するものなど、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターについても、国庫補助の対象とするなど、その充実強化を図られたい。

イ 全国知事会・男女共同参画特別委員会「男女共同参画基本計画改定に関する意見」(平成 17 年 10 月)

DV 被害者の受入れ環境の整備

・市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に対する支援

ウ 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」(平成 18 年 3 月)(再掲)

婦人相談所のあり方の検討について

婦人相談所(一時保護所を含む)については、売春防止法に基づく機関であるが、平成 13 年 10 月の配偶者暴力防止法の施行及び平成 16 年 12 月の改正配偶者暴力防止法の施行、並びに人身取引被害者の保護の実施等により、相談対象は性別や国籍を問わず、また、相談内容も多様化・複雑化するとともに、相談件数も増加の一途をたどっており、婦人相談所(一時保護所を含む)が担う機能や役割は益々重要になってきている。

一方、国庫補助制度においては、心理療法担当職員や同伴乳幼児対応指導員の配置経費が補助対象に加えられたが、婦人相談員の配置経費等は、旧来の基準に据え置かれたままになっており、また、市町村においても配偶者暴力相談支援センターの業務を実施できることとされたが財政的支援がないことから、その設置は低調な状況である。

婦人相談所を取り巻く社会情勢が変化する中、相変わらず売春防止法において都道府県のみのみ置とされている婦人相談所について、他の福祉的支援にかかる法律のほとんどに大都市特例があることから、政令指定都市等でも婦人相談所を設置すること等を含めて、婦人相

談所のあり方並びに売春防止法の見直しについて検討を実施されたい。

エ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 9 月 22 日）＜地方公共団体ヒアリング＞

「当然かなりの経費がかかっております。法律上の位置づけがないため、財政的な支援がないので、この体制を維持していくための裏付けが今後必要になってくるのではないかと現在考えているところですが、市民にとっては必要な制度ですので、大阪市としては、継続して実施していきたいと考えております。」

（現在の状況）

内閣府は、市町村の担当者を含め、配偶者暴力の被害者相談業務を担当する者を対象とする「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」の開催や、配偶者からの暴力に関する専門的な知識や経験を有する者を派遣して助言や指導を行う「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」の実施を通じて、被害者相談業務が充実するよう支援しています。

（内閣府）

民間の団体に対する援助・連携関係

1 民間の団体に対する財政的援助等の支援

（意見・要望等）

ア 13 都道府県児童福祉主管課長会議「国の施策及び予算に関する要望書」（平成 17 年 9 月）

民間団体への援助が講じやすい環境の創出について

- ・ 民間の団体に対する援助について、地方公共団体が講じる運営費などは、義務的経費化が必至となる一方、これに対する国の援助は、臨時的要素の強い単年度毎の特別交付税の算定化にとどまっている。

については、安定的かつ十分な財源措置を講ずることにより、地方公共団体が援助を講じやすい環境を創出されたい。

イ 全国知事会・男女共同参画特別委員会「男女共同参画基本計画改定に関する意見」（平成 17 年 10 月）

民間の団体に対する援助に関する財源措置

ウ 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」（平成 18 年 3 月）

民間の団体に対する援助については、配偶者暴力防止法第 26 条に、国及び地方公共団体の努力義務が規定されているところであるが、例えば、地方公共団体が民間団体に対し

て財政的な援助（運営費補助等）を講じた場合、当該援助は恒常化・義務的経費が必至となる一方、これに対する国の援助は、主には災害などの特別の財政需要に備えた特別交付税の算定項目中に付加するというものであり、臨時的要素の強い対応にとどまっている。少なくとも、地方交付税全体予算が削減されている現状においては、実質的に地方公共団体の一般財源の捻出努力に依存するものと言っても過言ではない。ついては、当該援助経費の一部を国庫補助金により措置されたい。

エ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 7 月 21 日）＜民間団体ヒアリング＞

「なかなか財政的な支援、それから物的な支援を含めて民間団体への助成・支援が進んでいないというのが現状でございます。

そういった意味では具体的な公的助成、税金を投入する仕組みも考えつつ、公的なシステムと、それから民間のネットワークとが当事者の安全のために更に緊密な連携をしながら充実したサポートを展開できるように、次の法改正ではこのところにも十分な配慮をいただければと思っております。」

国に積極的な財政支援を望む

相談、支援活動を求めている方たちは後を絶たない。けれども、公的支援とは内容も質も違った民間の支援の努力への評価は低い。民間の支援者が燃え尽きてしまわないようにしたい。DV 対応の経験を積んだ民間の支援者が、アンペイドワークであっていいはずはない。

DV 防止法では、人権侵害として位置づけている。DV 根絶へ向けた国の意思を積極的に示すこと、DV 対応の現場にいる民間への財政措置は国の支援の基本姿勢だと思う。

女性たちの熱い志に支えられている民間の DV 当事者支援に対して、「安定的な財政基盤のもとに充実した事業が展開できるような財政措置」を要望する。

是非、民間団体の当事者支援活動の意義と重要性を再確認していただき、正當に評価して、積極的に財政支援に反映させていただきたい。

オ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 9 月 22 日）＜地方公共団体ヒアリング＞

婦人相談所のあり方（人員配置など）の検討とステップハウスへの助成

DV 被害者の自立支援策が、自治体によって大きな差異が生じないよう、一定の施策水準の確保

＜民間支援団体等との協働、支援＞

例：民間団体を支援するスーパーバイズ体制の整備

スタッフの養成

（現在の状況）

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな

役割を担っており、配偶者暴力防止法においても、国及び地方公共団体は、民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとされています。

2 地方公共団体による民間シェルター^(注1)に対する財政支援^(注2)については、地方交付税法における特別の財政需要として、各年度の特別交付税の算定基準に盛り込まれている^(注3)ところです。
(総務省)

3 加えて、内閣府は、配偶者暴力の被害者相談業務を担当する者を対象とする「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」の開催や、配偶者からの暴力に関する専門的な知識や経験を有する者を派遣して助言や指導を行う「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」の実施を通じて、被害者相談業務が充実するよう支援しています。(内閣府)

(注1) 内閣府が把握している民間シェルター数は93(平成17年11月現在)

(注2) 地方公共団体から民間シェルターへの財政的援助(一時保護委託費を除く)は、13都道府県・71市町村から計1億1115万5,420円(平成17年度)支出。

(注3) 特別交付税の措置率は1/2(地方交付税の不交付団体は除く)

2 民間の団体との連携

(意見・要望等)

ア 女性に対する暴力に関する専門調査会(平成18年7月21日)<民間団体ヒアリング>

民間団体を活かすことは、行政サービスのあり方に影響を与える

名古屋市の「DV支援センター設立」への計画に対してヒアリングがあった。しかし、計画への参画という言葉はなかった。官民の連携協働を掲げながら、構想の中に積極的に民間支援団体・当事者を計画のテーブルに招くという発想がない。

DVという、古くて新しい問題への対応については、市民として、当事者として参画し、地域で支援体制を作り上げていくことが大切である。そのためには企画の段階から、支援の現場を理解し、共有し、計画に活かすということが最優先されるべきである。

官民相談機関同士の連携強化(情報の共有化、合同研修)

イ 女性に対する暴力に関する専門調査会(平成18年9月22日)<地方公共団体ヒアリング>

DV被害者の自立支援策が、自治体によって大きな差異が生じないように、一定の施策水準の確保

<民間支援団体等との協働、支援>

例：民間団体を支援するスーパーバイズ体制の整備

スタッフの養成

「いかに継続的にケアできるかということ、すごく問題があります。それはどういうことかということ、安心して、だれそれさん、だれそれ相談員に相談してきたけれども、その方はいますかといったときに、もういないということがあります。私どもの方では、NPO、

民間は非常に大事なことだと思います。そのケアを民間と一緒にやっていって、継続的な支援をすることが大事なかなというのが1つです。」

(現在の状況)

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況にきめ細かに対応するためには、民間団体と関係機関が適宜連携を取りながら対応することが必要です。配偶者暴力防止法においても、配偶者暴力相談支援センターは、必要に応じ、民間の団体との連携に努めるものとされているところです。

2 特に、民間シェルター等のうち、厚生労働大臣が定める基準を満たす者については、一時保護委託が行われており、その際、委託した婦人相談所は委託先の民間シェルター等と被害者の支援について連携するとともに、通訳や心理療法担当職員の派遣等の支援を行っています。なお、一時保護委託に要する費用については国が2分の1を負担しています。

さらに、厚生労働省においては、都道府県が実施する民間団体を含む被害者支援に関する関係機関とのネットワーク事業や、民間団体の職員を含む、被害者に直接支援する職員に対する専門研修について補助するなど連携の強化を図っています。(厚生労働省)

3 民間の団体との連携は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援等の施策を効果的に実施する上で、重要であることは地方公共団体等にも周知を図っているところです。

加害者に対する対策関係

1 加害者更生

(意見・要望等)

ア 前回報告書(平成15年6月)(平成15年6月)(長期的課題)

現在、幾つかの民間団体が、配偶者からの暴力の加害者を対象に集団プログラム等を実施しているが、公的な機関においてこのような取組は実施していない。

内閣府が平成14年度に実施した調査(「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」)によると、外国(イギリス、ドイツ、韓国、台湾、アメリカ)では、裁判所による法的な強制により加害者に何らかのプログラムを受講させており、保護観察を担当する機関が関与しているといった共通性が見られる。

諸外国と我が国を比べると、司法制度等が異なっている部分も多く、外国の制度をそのまま我が国に導入することは難しい面がある。今後は対象とする加害者、加害者に対する働きかけの内容、加害者が働きかけを受ける契機、被害者の安全確保、実施機関などについて、調査検討を更に進めていくことが必要である。

また、加害者が保護命令を受けたことなどによって自暴自棄となり、不測の事態を起こしたりしないようにする方策についても検討する必要がある。

イ 全国知事会・男女共同参画特別委員会「男女共同参画基本計画改定に関する意見」(平成17年10月)

加害者更生の強力な推進

- ・ 加害者更生のための実効性のある法的枠組みの整備
- ・ 加害者更生プログラムの策定

ウ 女性に対する暴力に関する専門調査会(平成18年7月21日)〈民間団体ヒアリング〉

地域教育

- ・ 加害者プログラム
- ・ 加害者の保護観察

「加害者再教育が具体的な実効性を持つためには、もう一つその前段で加害当事者が自ら起こした犯罪を認識するすべ、それから、その犯罪に直面して自分が起こしたことについて責任を取る、そのような犯罪を二度と起こさないような教育システムのルールに乗る、そういう仕組みがなければ、再教育プログラムを丁寧に研究し続けていったにしてもなかなか実効性は上がらないのではないかと思います。」

オ 女性に対する暴力に関する専門調査会(平成18年9月22日)〈地方公共団体ヒアリング〉

DVの未然防止及び再発防止のため、加害者更生に向けたプログラムの国レベルでの早急な作成

「被害を受けた女性が逃げるとか、身を隠すことが中心で、相談員は相談を受けても、加害者への対応は今の段階ではとても難しい状況ですので、被害者支援を中心にしております。これは今後の大きな課題だと思っておりますが、やはりいろいろと難しい面が多いのではないかと考えております。」

(現在の状況)

- 1 配偶者からの暴力の加害者更生については、配偶者暴力防止法に基づき、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究を進めています。
- 2 内閣府においては、いわゆる「加害者更生プログラム」について、諸外国における実態や平成16年度(2004年度)に国内で実施した試行の結果を踏まえ、昨年度から、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会」において、加害者更生プログラムの可能性と限界について検討し、本年6月、その結果を「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」(平成18年6月)に取りまとめたところです。

同報告書においては、今後の加害者更生プログラムの在り方について、実施の枠組みや対象者が大きく異なる2つの方法を別々に検討しました。

- ・任意参加による実施...自発的な参加者を対象とする実施(現在、国内外の民間団体等により

実施)について

- 現時点において国が任意参加によるプログラムを直接・間接に実施するなどの本格的な関与を行う状況にない。調査研究は今後とも必要に応じ行われるべき。
 - 地方公共団体等における実施は各機関・団体の判断によるが、これまでの調査研究で明らかになった留意事項等を踏まえて実施されることが望まれる。
- ・義務付けによる実施...何らかの法的な「義務付け」を伴った実施(刑事手続の一環又はそれ以外の義務付け)(諸外国で実施)について
- 任意参加による実施と比較して、参加者の確保、被害者の安全確保について有利な点があると考えられるが、加害者の思想・良心の自由等の基本的人権の制限という憲法上の問題の検討が必要となるほか、種々の法的あるいは実際上の問題が生じ得ることから慎重な検討が必要である。今後、実施の適否や実施する場合の具体的な在り方について、本格的な検討が行われることが望まれる。

なお、予防啓発プログラムなどの加害者更生プログラム以外の施策についても積極的に推進する必要がある。

- 3 今後も引き続き、配偶者からの暴力に関する加害者の更生のための指導の方法について調査検討を行ってまいりたいと考えています。

(内閣府)

2 その他の加害者に対する対策(予防啓発、退去命令後等)

(意見・要望等)

- ア 全国知事会・男女共同参画特別委員会「男女共同参画基本計画改定に関する意見」(平成17年10月)

DV防止のための予防教育の推進

- イ 女性に対する暴力に関する専門調査会(平成18年6月6日)〈関係省庁ヒアリング〉

「・・・この予防啓発プログラムは大至急お願いしたいと思います。ロールプレイとかやりますと生徒たちが実感してくれるんですよ。そういうようなことが必要だということで、そういう材料づくりに早く取り組んでいただきたいと、そのように思います。」

- ウ 女性に対する暴力に関する専門調査会(平成18年7月21日)〈民間団体ヒアリング〉

地域教育

- ・ 幼保反暴力教育
- ・ 学校での反暴力教育
- ・ デートDVキャンペーン
- ・ ドロップイン設置

エ 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」(平成18年3月)

配偶者暴力防止法の改正により、裁判所による保護命令(退去命令)の期間が延長されたところであるが、退去命令の発令によって結果として、行き場を失う加害者(例えば、高齢加害者など)の増加が懸念される場所である。こうした問題は、人権上の観点のみならず、DV被害者の安全確保上も重要な課題であることから、必要に応じて、福祉施設への入所を可能とするなど、柔軟な制度連携を図られたい。

オ 女性に対する暴力に関する専門調査会(平成18年7月21日)〈民間団体ヒアリング〉

「特に接近禁止の命令が出たような人、あるいは、それに近いくらい暴力がきつような人は特に面接交渉権には制限を加えてほしいと思います。できれば原則的に禁止というふうにしていただけるとありがたいと思います。」

(現在の状況)

- 1 暴力の発生を未然に防ぎ、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、予防啓発プログラムを開発することを目的に、内閣府では、平成18年度(2006年度)から調査研究を行っているところです。具体的には、地方公共団体(宮城県、京都府、岡山県)に調査研究を委嘱し、各地域の実情に合わせたプログラムの開発を行っています。(内閣府)
- 2 退去命令中の加害者に対して福祉施設を利用させることについては、福祉施設はそれぞれ利用のための要件が定められているため、加害者であることのみをもって福祉施設の利用を可能とすることは困難ですが、加害者がそれぞれの福祉施設の利用要件を満たしていれば利用させることは可能であると考えます。(厚生労働省)
- 3 また、面接交渉については、民法上明文の規定はありませんが、未成熟子が親と面接交渉の機会を持ち、親からの愛情を注がれることは、子の健全な成長、人格形成のために必要なことであること等から、面接交渉の実施により子の福祉が害される等の事情がない限り、子の監護について必要な事項(民法第766条第1項前段)として父母の協議で面接交渉について定めることが可能と解されており、父母の協議が調わない等の場合には、家庭裁判所がこれを定めるものとされています(同条第1項後段)。

したがって、配偶者の暴力等を理由に父母間に深刻な対立がある場合であって、面接交渉を行うと、子が父母間の緊張関係の渦中に巻き込まれて精神的な動揺を受けるおそれがあると認められる場合や、面接交渉を子の健全な成長、人格形成のために行うのではなく、もっぱら配偶者を支配する手段として使用するおそれがあると認められる等の場合には、子の福祉の観点から、面接交渉は制限を受けるものと解されます。

このように、面接交渉については民法上明文の規定が設けられていないものの、その実施の可否については最終的に個別の家庭裁判所の裁量に委ねられて適切に判断されているところ、いわゆる配偶者からの暴力事案において過去に接近禁止命令が出されたこと等を理由に面接交渉を一

律原則禁止することは、上記で述べた子の健全な成長、人格形成のために必要とされる面接交渉の趣旨に鑑み、相当でないと考えています。

なお、被害者の子への接近禁止命令（法第10条第2項）が出されている場合には、事実上、子への面接が制限されることにもなり得ますが、保護命令はあくまでも被害者の生命・身体に危害が加えられることを防止するために発せられるものであって、保護命令自体の効力として面接交渉を制限することは困難です。（法務省）

関係法・制度間の連携関係

1 ストーカー規制法、児童福祉法、児童虐待防止法との役割分担の整理及び連携

（意見・要望等）

ア 前回報告書（平成15年6月）＜長期的課題＞

恋人等の保護についての整理

現在、主に使われている法律は、配偶者間であれば、配偶者暴力防止法（場合によっては、ストーカー規制法）、恋人等の配偶者以外であればストーカー規制法、子どもに対するものであれば児童福祉法及び児童虐待防止法となっている。これらの法律が対象とする行為には類似性が見受けられるが、担当する機関や制度は異なっており、連携がとれているとは言い難い部分もある。

そのため、関係法律の役割分担を整理してゆくことが課題になっており、その中で、配偶者暴力防止法の対象となっていない恋人等について、どのように保護していくかを、更に議論することが必要になっている。

子供の位置付け

現在、親から子どもに対する暴力については、児童福祉法、児童虐待防止法により対処しているところである。配偶者からの暴力と子どもに対する暴力は密接に絡んでいる。配偶者に対して暴力を振るう加害者の中には子どもに対しても暴力を振るう者もいる。また、配偶者からの暴力を受けた被害者の中にも、子どもに対して暴力を振るう者もいる。

このように様々な場合がある中で、子どもをどう位置付けるかということが問題となる。子どもの権利尊重との絡みもあり、子どもとその母親の保護を、どのような契機により、どのような手続で実施するか、配偶者の暴力は、被害者だけでなく、家族全体に深刻な影響を与えるということを認識しつつ、更に検討する必要がある。

イ 全国知事会・男女共同参画特別委員会「男女共同参画基本計画改定に関する意見」（平成17年10月）

DV被害者の受入れ環境の整備

・児童虐待対応との連携を進める枠組みづくり

ウ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 7 月 21 日）〈民間団体ヒアリング〉

「・・若い恋人同士、大学生、高校生のデート DV と言われていますが、配偶者だけではなく配偶者などに対する暴力というふうにしていただかないと、私たちは年間 3 ケースくらい高校生、大学生のドメスティック・バイオレンスの対応をしている現実があります。どこに言うわけにもいかないし、大学生はお母さんたちが一生懸命になって逃がしたり、シェルターに入られた方もいらっしゃいます。高校生でも大人の DV と同じです。親同士が話し合えないというようなところもあったりして、何とかしていかないと。若い人たちの間に DV があるという現実を理解していただけたらと思います。」

エ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 9 月 22 日）〈地方公共団体ヒアリング〉

「デート DV のように、DV 防止法の対象とならないケースについてです。これも相談は受けることができるんですけども、法に基づいた具体的な対策がなく、保護を求めて来られても、公的な施設では困難です。岡山市の場合、民間との連携の下で、民間シェルターの協力をいただきながら、対応している状況でございます。」

（現在の状況）

- 1 配偶者からの暴力事案の加害者が、被害者及びその親族、支援者等を脅迫し、あるいは復縁等を求めてつきまといや連続電話を繰り返すなどの行為をしている場合、こうした加害者の行為については、その態様によっては、ストーカー規制法の適用対象となり、加害者に対し、同法に基づき、警告や禁止命令等の措置をとるほか検挙を行うことが可能な場合があります。警察庁においても、この種事案における同法の活用について、都道府県警察に対し通達を発出しているところです（平成 16 年 1 月 6 日付け警察庁丁生企発第 2 号）（警察庁）
- 2 配偶者からの暴力事案における同法の運用状況については、平成 17 年中、警告が 26 件（対前年比 14 件増）ストーカー行為罪での検挙が 2 件（対前年比 2 件増）となっており、今後も引き続き、この種事案における被害者等の保護のためのストーカー規制法の活用を努めることが必要です。（警察庁）
- 3 また、被害者の同伴児童については、直接暴力を受ける、また暴力を目撃するなどにより心理的に深刻な影響を受けており、一時保護期間中のケアのあり方等については、児童相談所と婦人相談所等との間で緊密な連携が必要であると考えています。

厚生労働省においては、被害者の保護・支援体制の充実を図るため、児童相談所を含む関係機関とのネットワークの整備に要する費用について予算措置しており、さらに連携強化を図ってまいりたいと考えています。（厚生労働省）

2 児童扶養手当、母子寡婦福祉、生活保護制度の見直し

(意見・要望等)

ア 全国知事会・男女共同参画特別委員会「男女共同参画基本計画改定に関する意見」(平成 17 年 10 月)

DV 被害者に対する経済的支援

- ・ DV 被害者世帯に対する母子世帯と同様の支援

イ 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」(平成 18 年 3 月)

配偶者からの暴力被害者の保護等を図るための関係法令等の見直し

DV 被害者の中には、事実上婚姻関係が破綻しているにもかかわらず、加害者の不同意などにより「法律上の婚姻関係が継続している」ことをもって、DV 被害者の援助が十分に図られないケースが少なくない。ついては、児童扶養手当、母子寡婦福祉等の関係法令について、被害者保護等の観点から見直し等を図られたい。

- ・ 児童扶養手当制度

DV 被害者にとって、暴力からの脱出後の経済的不安が、脱出自体を躊躇させる大きな要因ともなっている。

こうした経済的不安の解消に資する取り組みとして、離婚母子家庭などに支給される児童扶養手当制度の適用が考えられるが、現行制度によれば、法律上の婚姻が継続していることから、「父による遺棄(1 年経過以降でしか児童扶養手当の支給要件を満たさない。)」による取り扱いとなり、離婚母子家庭等との間に大きな開きが生じている。

この点、児童扶養手当制度でいう「婚姻」には、「婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む・・・」と規定され、いわゆる内縁関係の破綻が、「認定請求日の属する月の翌日から」児童扶養手当の支給を可能にしているのに比して、均衡を欠くものと考えられるところである。

ついては、一定要件を満たす配偶者からの暴力被害母子(例えば、地方裁判所による保護命令発令〔暴力の認定〕と、家庭裁判所に対する離婚調停の申立て〔離婚意思の確認〕の事実がある場合など)について、母子家庭に準ずるものとして、取り扱えるよう関係法令を改正されたい。

- ・ 母子家庭等福祉制度

一定要件を満たす配偶者からの暴力被害母子等にあっては、母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項の「配偶者のない女子に準ずる女子」、及び同条第 4 項の「母子家庭等〔母子家庭・父子家庭〕」として取り扱い、同法が規定する母子自立支援員による相談、母子寡婦福祉資金の貸付、保育所への入所に関する特別の配慮、居宅等における日常生活支援に係る便宜の供与等が受けられるよう関係法令を改正されたい。

- ・ 制度連携

DV 被害者の安全確保を図るためには、往々にして広域的な避難を要する場合がある。被害者保護や援助を円滑ならしめ、また、DV 被害者が自らの意思で暴力から逃れ、自己実現を志向できるなど、健康で文化的な最低限度の生活の保障を可能ならしめる環境づくりが不可欠であること等から、DV 被害者が円滑に生活保護制度における扶助が可能となるよう実施要領などの徹底及び制度の柔軟な適用が可能となるよう制度連携を図られたい。

ウ 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 7 月 21 日）〈民間団体ヒアリング〉

「福祉制度がなかなか使えなんです。母子生活福祉資金などがありますけれども、世帯主でないと使えないとか、保証人が必要とかいうことで使いにくいので、いきなり生活保護ではなく、何か別にあれば私はそちらを使いたいという人もいますので、そこは使えるものがつくれたらいいなと思います。」

（現在の状況）

- 1 児童扶養手当や母子寡婦福祉制度については、離婚が成立していない場合においては、被害者であって配偶者による扶養が継続的に行われなことを客観的に証明することが困難なことから、「父が引き続き 1 年以上遺棄している」と同様の状態、すなわち、母が父から逃れ 1 年経過している場合に支給または適用しているところです。
- 2 また、生活保護制度は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、稼働能力、他法他施策、その他あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活を維持できない場合に適用されるものであり、このような要件を満たす限り、困窮に至った原因を問わず、無差別平等に適用されるものです。これは、現に生活に困窮しているという状況のみに着目して保護を実施するものであり、過去の生活困窮に陥った原因の如何を問わず、またいかなる者にも優先的又は差別的な扱いを行わないこととしているため、被害者であることのみをもって生活保護を適用することは、適当でないと考えています。

（厚生労働省）

その他

1 研修の充実

（意見・要望等）

ア 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 18 年 7 月 21 日）〈民間団体ヒアリング〉

地域教育

- ・ 民生・児童委員教育

「国が養成のためにプログラムを作るであるとか、そういうことをやっていって、必ず国のプログラムを受けて、それを受講した人でなければ DV 支援ができないというような施策を

作っていくことが今後必要かと思えます。」

「・・・少なくとも生活安全化レベルの DV 対応に当たる第一線の警察官に対して具体的な DV 法の研修などがされているのかというと、まだそれも不十分だということがわかりました・・・」

(現在の状況)

- 1 配偶者暴力防止法において、「国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする」とされています。
- 2 内閣府においても、配偶者からの暴力の特性や被害者のおかれた立場に関する理解を深め、かつ、二次的被害を防止する観点から、相談の手引きの作成・配布やホームページを通じた法律、制度等に関する情報提供を行うとともに、配偶者暴力の相談担当者等を対象とする支援セミナーの開催、弁護士や心理カウンセラー等からなるアドバイザー派遣事業の実施を通じて、地方公共団体の担当者等の職務関係者に対する研修に努めているところです。(内閣府)
- 3 警察庁においては、都道府県警察の担当者向けに、配偶者からの暴力事案に関する事務処理要領を作成・配付するとともに、全国担当課長会議等の幹部会議の場を通じて、担当者への指導教養や関係部門間の連携強化を徹底するよう指示しているほか、都道府県警察の担当者を対象として、被害者からの相談対応に必要なカウンセリング能力の修得を含む専門教養を実施するなど、この種事案への適切な対応を図るために必要な研修・啓発を行っているところです。また、各都道府県警察においても、担当者に対する各種専門教養を実施しているほか、警察官としての新規採用時や、各階級昇任時などの機会を利用して、部門を問わず、すべての警察官において、この種事案に関する理解が深められるよう、必要な教養を実施しているところです。(警察庁)
- 4 法務省においては、職務関係者に対して次のような研修を実施しています。
 - ア 検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、女性に対する配慮等に関する講義を実施しています。
 - イ 矯正施設に勤務する職員に対して、配偶者暴力防止法の趣旨等について、矯正研修所における新採用職員、幹部要員等を対象に行う研修において、人権問題に係る講義の中で説明し、周知しています。
 - ウ 新任の保護観察官全員に対して、保護観察官中等科研修において、「DV・児童虐待」についての講義を実施しています。
 - エ 法務局・地方法務局の人権擁護課長及びこれらに準ずる職員に対して、「法務局・地方法務局職員専門科(人権)研修」において、配偶者暴力防止法についての講義を実施しています。
 - オ 人権擁護委員に対して、男女共同参画社会の理念及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を図ることを目的とした「人権擁護委員男女共同参画問

題研修」を実施しています。（法務省）

- 5 裁判所においては、裁判官その他の裁判所職員が配偶者からの暴力に関する問題についての認識を深めることは重要であるとの認識のもと、裁判官に対しては、司法研修所において実施している各種研修・研究会において、配偶者暴力防止法の制度や手続、配偶者からの暴力事件の動向に関する講義を実施しており、裁判官以外の裁判所職員に対しても、裁判所職員総合研修所で実施している研修や各高・地裁レベルで行われている研修において、配偶者からの暴力に関する問題についての理解を深めたり裁判所を利用する国民に適切な対応ができるようにするための種々の研修や研究会を実施していると聞いています。

裁判所においては、今後も、裁判官その他の裁判所職員が配偶者からの暴力に関する問題についての認識をさらに深めることができるよう、必要な研修等を実施すべく努めていくものと承知しています。（法務省）

- 6 厚生労働省においては、婦人相談員などの直接被害者から相談を受ける職員が、配偶者からの暴力に関する理解を深め、被害者が対応する職員から二次的被害を受けることのないよう、都道府県における福祉事務所等の職員に対する専門研修の実施にかかる費用を補助するとともに、被害者等に対する効果的な支援を図るため、全国の婦人相談所や婦人相談所長等の研究協議会を開催しています。

また、民生委員の研修については、民生委員法第18条において、都道府県知事等が、民生委員の指導訓練に関する計画を樹立し、実施することとされています。こうしたことから、都道府県等は、民生委員を対象に、福祉各法に基づく施策や地域福祉推進の理念、被害者を含め支援が必要な者のニーズを発見するための手法、社会的孤立や排除等の課題への対応方法など相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得させるための研修を実施し、その資質向上を図っているところであり、厚生労働省においても、こうした取り組みを支援すべく、都道府県等に対して国庫補助を行い、研修実施のための環境整備に努めています。（厚生労働省）

- 7 今後とも職務関係者等を対象とする研修のさらなる充実に努めてまいりたいと考えています。

2 DV 罪の創設

（意見・要望等）

ア 女性に対する暴力に関する専門調査会（平成18年7月21日）〈民間団体ヒアリング〉

相談のステージ

- ・ DV 罪の規定

（現在の状況）

「DV 罪の規定」が、配偶者に対する暴力について、暴行罪・傷害罪などの加重類型として、独立の罪とするべきではないかということであるならば、配偶者に対する暴力といっても、その

動機、態様などは、比較的軽微なものから、いわゆる虐待に相当する悪質なものまで、事案によって様々であるところ、これらを一律に加重類型として規定することは、事案に応じた適切な解決が困難となり、妥当ではないと考えています。

現行刑法は、例えば傷害罪について15年以下の懲役刑を定めるなど、法定刑の幅が広く、配偶者に対する暴力についても、その実態を情状として考慮することにより、適切な科刑が可能であるものと考えています。

(法務省)

<出所>

- ◆ 前回報告書(平成15年6月)(男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会「配偶者暴力防止法の施行状況等について」)
- ◆ 全国知事会・男女共同参画特別委員会「男女共同参画基本計画改定に関する意見」(平成17年10月)
- ◆ 13 都道府県児童福祉主管課長会議「国の施策及び予算に関する要望書」(平成17年9月)
- ◆ 13 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議「婦人保護事業等に関する要望書」(平成18年3月)
- ◆ 女性に対する暴力に関する専門調査会
 - ◇ (平成18年7月21日) <民間団体ヒアリング>
 - ◇ (平成18年9月22日) <地方公共団体ヒアリング>
 - ◇ (平成18年6月6日) <関係省庁ヒアリング>